

# 資料編

# 第1章 主な関係法令・条例

## 資料1 災害対策基本法抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(10) 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成する。

(市町村相互間地域防災計画)

第44条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村相互間地域防災計画は、第42条第2項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第42条第3項の規定は、第1項の規定により市町村防災会議の協議会が、市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正しようとする場合について準用する。

4 市町村防災会議の協議会は、第1項の規定により市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

(地方防災会議の協議会)

第17条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に得げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

## 資料2 災害救助法の概要

「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）

### 1. 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

### 2. 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

### 3. 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例人口5,000人未満住家全壊30世帯以上）に行う。

### 4. 救助の種類、程度、方法及び期間

#### (1) 救助の種類

- ① 避難所、応急仮設住宅の設置⑥ 住宅の応急修理
- ② 食品、飲料水の給与⑦ 学用品の給与
- ③ 被服、寝具等の給与⑧ 埋葬
- ④ 医療、助産⑨ 死体の搜索及び処理
- ⑤ 被災者の救出⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

#### (2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って都道府県知事が定めるところによる。

### 5. 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

### 6. 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県知事の支弁：救助に要する費用は、都道府県知事が支弁

(2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100

イ普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分 80/100

ウ普通税収入見込額の4/100をこえる部分 90/100

### 7. 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。





救助の種類	対 象	支出できる費用	費用の限度額	期 間	備 考
学用品 の 給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による学用品の失火又は上流の児童、中学生、高校生、及び高等学校等生徒（定時制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等学校、及び各種学校の生徒	1 教科書（教材を含む） 2 文房具 3 通学用品	1 教科書代 小学校の児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用する教材等の実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材の実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人当たり 4,100円 中学校生徒1人当たり 4,400円 高等学校等生徒1人当たり 4,800円	災害発生日から教科書1か月以内 文房具・通学用品 15日以内	
埋 葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺（付属品を含む） 2 埋葬又は火葬（作業員賃金を含む） 3 骨壺及び骨箱	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生日から 10日以内	
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生日から 10日以内	
死体の処理	災害に際し死亡した者の死体に関する処理	1 洗浄、縫合、消毒 2 一時保存 3 検 案	1 1体当たり 3,300円以内 2 既存建物利用 通常の実費 野外仮設の場合 1体当たり 5,000円以内 3 救護班以外は慣行料金	災害発生日から 10日以内	



救助の種類	対 象	支出できる費用	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、生活に欠けな この部分又は 関連するた るに、この 自然は、当 物ごと い者	ロープ、ス コップ、 その他除 去の機 械、器 具等 の借 入賃 金 又 は 購 入 費 、 輸 送 費 、 職 員 等 の 雇 上 費 等	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の 日から10 日以内	
救助の ための輸送 及び 賃金職員等 の雇用	1被災者避難 2医療、助産 3被災者救出 4飲料水供給 5死体の捜索 6死体の処理 7救済用物資 の整理配分		当該地域における通常の実費	救助の種類 ごとの実費 が認められ る期間以内	
実費弁償	災害救助法施 行令第10条第 1号から第4 号までに規定 する者		一人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術者、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内 時間外勤務手当 1時間につき 医師、歯科医師 2,265円以内 薬剤師 1,5490円以 内 保健師、助産師、看護師 1,484円以内 土木技術者、建築技術者 2,239円以内 大工、左官、とび職 2,694円以内 旅費 車賃(1kmにつき) 37円 日当(1日につき) 2,200円 宿泊料(1夜につき) 9,800円	救助の実施 が認められ る期間以内	時間外勤 務手当及び 旅費は別に 定める額
	令第10条第5 号から第10号 までに規定す る者		地域における慣行料金 に、手数料としてその 100分の3の額を加算 して得た額		

※費用の限度額については、毎年度改正が行われるので留意すること。

表(別表の被服寝具その他生活必需品の給(貸)との費用の限度額)

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに
全壊 (焼) 流失	夏(4月~9月)	17,300 円	22,300 円	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300円
	冬(10月~3月)	28,600 円	37,000 円	51,600 円	60,500 円	75,900 円	10,400 円
半壊 (焼) 床上 浸水	夏(4月~9月)	5,600円	7,600円	11,400 円	13,800 円	17,500 円	2,400円
	冬(10月~3月)	9,100円	12,000 円	16,900 円	20,000 円	25,400 円	3,300円

## 資料4 激甚法に定める事業

公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

摘要条項	事業名
第3条	公共土木施設災害復旧事業
	公共土木施設災害関連事業
	公立学校施設災害復旧事業
	公営住宅施設災害復旧事業
	生活保護施設災害復旧事業
	児童福祉施設災害復旧事業
	老人福祉施設災害復旧事業
	身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
	障がい者支援施設等災害復旧事業
	婦人保護施設災害復旧事業
第3条	感染症指定医療機関災害復旧事業
第19条	感染症予防事業
第3条 第9条	堆積土砂排除事業
第3条 第10条	湛水排除事業

### 農林水産業に関する特別の助成

摘要条項	事業名
第5条	農地、農業用施設若しくは林業の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する措置
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第11条の2	森林災害復旧事業

### 中小企業に関する特別の助成

摘要条項	事業名
第12条	中小企業信用保険法による災害関連保証の特例
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

### その他の特別の財政援助及び助成

摘要条項	事業名
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業
第17条	町立学校施設災害復旧事業
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸し付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第22条	り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	公共土木施設、公共学校施設、農地、農業用施設又は林道の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への参入
第25条	雇用保険法による求職者給付支給に関する特例

激甚災害指定基準

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
<p>第2章 (第3条) (第4条)</p>	<p>災害に 関係する 公共施設 の復旧に 関する特 別措置</p>	<p>(A基準) 復旧事業費等の査定見込額 全国標準税収入×0.5%</p>
		<p>(B基準) 復旧事業費等の査定見込額 全国標準税収入×0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 県内市町村の査定見込総額 県内全市町村の標準税収入×5%</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込総額 県の標準税収入×25%</p>
<p>第5条</p>	<p>農地等の 復旧に 関係する 特別措置</p>	<p>(A基準) 復旧事業費等の査定見込額 全国農業所得推定額×0.5%</p>
		<p>(B基準) 復旧事業費等の査定見込額 全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込総額 県の農業所得推定額×4%</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込総額&gt;10億円</p>
<p>第6条</p>	<p>農林水産業 の復旧に 関係する 特別措置</p>	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額&gt;全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5,000万円以下の場合を除く。</p>
<p>第8条</p>	<p>天災に 関係する 特別措置</p>	<p>(A基準) 農業被害見込額&gt;全国農業所得推定額×0.5%</p>
		<p>(B基準) 農業被害見込額&gt;全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者&gt;県の農業者×3%</p> <p>ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、被害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第 11 条 の 2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(A基準)</p> <p>林業被害見込額 &gt; 全国生産林業所得推定額 × 5%</p> <p>(B基準)</p> <p>林業被害見込額 全国生産林業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 県の生産林業所得推定額 × 60%</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 全国生産林業所得推定額 × 1%</p>
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>(A基準)</p> <p>中小企業関係被害額 全国中小企業所得推定額 × 0.2%</p>
第 13 条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	
第 15 条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	<p>(B基準)</p> <p>中小企業関係被害額 全国中小企業所得推定額 × 0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 県の中小企業所得推定額 × 2%</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 1, 400 億円</p> <p>ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
第 16 条 第 17 条 第 19 条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>学校施設災害復旧事業の補助</p> <p>市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
第 22 条	り災者公営住宅建設等事業に対	<p>(A基準)</p> <p>被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸</p>

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
	する補助の特例	（B基準） 被災地全域滅失戸数 $\geq$ 2,000戸 かつ (1) 一の市町村の区域内の滅失戸数 $\geq$ 200 又は 住宅戸数の10%以上 (2) 被災地全域滅失戸数 $\geq$ 1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 $\geq$ 400戸 (3) 被災地全域滅失戸数 $\geq$ 1,200戸 かつ 住宅戸数の20%以上
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、個別にその都度検討する。
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	災害の実情に応じ、個別にその都度検討する。
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、個別にその都度検討する。
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

(2) 局地激甚災害指定基準

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
<p>第2章 (第3条) (第4条)</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>	<p>(1) 当該市町村が負担する復旧事業費等の査定事業額 当該市町村の標準税収入×50% （査定事業費が 1,000 万円未満のものを除く。）</p> <p>(2) 当該市町村の標準税収入 ≤ 50 億円 かつ 当該市町村が負担する復旧事業費等の査定事業額 2 億 5,000 万円 当該市町村が負担する復旧事業費等の査定事業額 当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>(3) 50 億円 &lt; 若狭町の標準税収入 ≤ 100 億円 かつ 当該市町村が負担する復旧事業費等の査定事業額 当該市町村の標準税収入×20% +（若狭町の標準税収入-50 億円）×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p>
<p>第5条</p>	<p>農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p>	<p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）</p>
<p>第6条</p>	<p>農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例</p>	<p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が 1,000 万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなる</p>

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
		と見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。）
第 11 条 の 2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの)          当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5          （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）          かつ          大火による災害では、要復旧見込面積 300ha          又は          その他の災害にあっては、要復旧見込面積当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>中小企業関係被害額          当該市町村の中小企業所得推定額×10%          （被害額が 1,000 万円のものを除く。）</p>
第 13 条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。



## 資料5 若桜町防災会議条例

(昭和 39 年 10 月 30 日条例第 371 号)

改正昭和 44 年 9 月 30 日条例第 530 号 昭和 57 年 4 月 15 日条例第 935 号

平成 10 年 12 月 25 日条例第 31 号 平成 12 年 3 月 29 日条例第 2 号

平成 17 年 3 月 22 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき若桜町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 若桜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 鳥取県の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 鳥取県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長が町の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 八頭消防署若桜出張所長
- (9) その他町長が必要と認める者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 7 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、3 人、1 人、11 人及び 4 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。

附 則(昭和44年9月30日条例第530号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年9月1日から適用する。

附 則(昭和57年4月15日条例第935号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年12月25日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に改正前の規定により任命された委員の任期は、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月29日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料6 若桜町災害対策本部条例

(昭和44年9月30日条例第531号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、若桜町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 資料7 若桜町被災者住宅再建支援事業助成条例

(平成13年9月27日条例第22号)

改正平成20年3月28日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金を交付することにより、町民が意欲や活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 自然現象(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する自然現象をいう。以下同じ。)により生ずる被害のうち、次のいずれかに該当するもので町長が指定したものをいう。

ア 県内で10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ 世帯数の大幅な減少による被災地域における地域社会の崩壊又は被災地域が所在するために町財政に著しい悪化を招くおそれのあるもの

(2) 被災者住宅再建支援金 別表の第1欄に掲げる事業(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。)を行う同表の第3欄に掲げる世帯の世帯主(発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について被災者住宅再建支援金の交付を申請する者に限る。以下「交付対象者」という。)に対して交付する、同表の第5欄に定める額(以下「交付定額」という。)への給付金をいう。

(3) 全壊世帯 自然災害(自然災害のうち法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅(発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として町長が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居室」という。)が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居室が半壊し、又はその居室の敷地に被害が生じ、法第2条第2号ロに規定する事由により、当該居室を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害に係る法第2条第2号ハに規定する事由により、その居室が居住不能なものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

(4) 大規模半壊世帯 自然災害によりその居室が半壊し、法第2条第2号二に規定する大規模な

補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯(前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)をいう。

(5) 半壊世帯 自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上のもの(第3号及び前号に掲げる世帯を除く。)をいう。

(支援金の交付)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる対象事業を行う同表の第3欄に掲げる対象世帯に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援金(以下「支援金」という。)を交付する。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の第5欄に掲げる交付定額とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

対象事業	完了期間	対象世帯	申請期間	交付定額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。)の建設又は購入(当該建設又は購入について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したのものに限る。以下同じ。)	3年	全壊世帯	2年	300万円(単数世帯については、225万円)
(2) 全壊世帯の居宅の補修(当該補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以降に当該契約を締結したのものに限る。以下同じ。)				200万円(単数世帯については、150万円)
(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅(町内に設置されるものに限る。)の建設又は購入	3年	大規模半壊世帯	2年	250万円(単数世帯については、187万5千円)
(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修				150万円(単数世帯については、112万5千円)
(5) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)
(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、町長が別に定める事業	町長が別に定める期間	町長が別に定める世帯	町長が別に定める期間	町長が別に定める額

備考 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。

## 第2章 町の現況

### 資料1 災害履歴

年月日	種類	概況	被害総額 単位：千円
昭和51年9月10日 (災害対策本部設置)	水害 (台風17号)	農業用施設災害 43,667千円 林業用施設災害 12,438千円 農地災害 6,061千円 公共土木施設災害 927千円	63,093
昭和52年2月18日 (雪害対策本部設置)	霜害	交通不能、停電他	—
昭和54年10月18日 ～10月19日 (災害対策本部設置)	風水害 (台風20号)	床上浸水 58世帯 他農林業施設災害 土木施設災害	350,000
昭和55年5月21日	水害	農業施設災害 農道 1,373千円、農地 4,174千円	5,547
昭和55年6月1日 ～8月31日	冷害	農産災害 被害総面積 242,8ha 水稲 87,557千円 梨 41,220千円 夏大根 15,960千円 その他 15,452千円	160,189
昭和55年9月11日 ～9月12日	風水害 (台風13号)	住家 半壊1、一部破損4 非住宅 一部破損 15 建物 9,400千円、農産物 55,727千円	65,127
昭和56年1月13日 ～2月19日 (豪雪対策設置)	雪害	床上浸水 1戸床下浸水5戸 非住宅 2戸 最深積雪量 若桜 102cm つく米 243cm	200
昭和59年1月26日 ～5月7日 (豪雪対策本部設置)	雪害	家屋災害 4,570千円 公共施設災害 2,201千円 農林関係災害 165,739千円	172,510
平成2年9月18日 ～9月19日	風水害 (台風19号)	農業施設災害 2,613千円 農地災害 28,622千円 林業施設災害 3,560千円	34,798
平成3年7月31日 (激甚災害)	水害 (梅雨前線豪雨)	農業施設災害 882千円 農地災害 332千円 林業施設災害 48,000千円	49,214

年月日	種類	概況	被害総額 単位：千円
平成3年9月27日	風害 (台風19号)	家屋災害 14,900千円 農林関係災害 19,130千円	34,030
平成5年6月1日 ～8月31日	冷害	農産災害 被害総面積 214.9ha (水稲 189ha、夏大根 14ha、梨 11.9ha) 水稲 115,670千円 梨 21,000千円 夏大根 29,000千円	165,670
平成5年9月3日 ～9月4日	水害 (台風13号)	農業施設災害 6,369千円 農地災害 2,259千円 林業施設災害 18,510千円	27,138
平成6年6月29日 ～9月2日	干害	農産被害 水稲1ha、大根 1ha	1,668
平成6年9月29日	水害 (台風26号)	農業施設災害 3,546千円 農地災害 4,069千円	7,615
平成10年10月17日 ～10月18日	水害 (台風10号)	農業用施設災害 41,177千円 農地災害 8,639千円 林道施設災害 64,454千円	114,270
平成12年7月24日 ～7月25日	水害 7月豪雨	農地災害 2,264千円	2,264
平成12年9月10日 ～9月12日	水害 秋雨前線豪雨	農地災害 3,547千円	3,547
平成12年11月1日 ～11月2日	水害 秋雨前線豪雨	農業用施設災害 13,434千円	13,434
平成13年7月17日 ～7月18日	水害 秋雨前線豪雨	農地災害 739千円	739
平成14年7月16日	水害 (台風7号)	農地災害 820千円	820
平成15年8月25日	水害 (台風11号)	農業用施設災害 867千円 農地災害 455千円	1,322



年月日	種類	概況	被害総額 単位：千円
	号)		
平成 16 年 8 月 4 日	風水害 (台風 23 号)	農地災害 4,238 千円	4,238
平成 16 年 10 月 20 日 ～10 月 21 日	風水害 (台風 14 号)	農業用施設施設 8,506 千円 農地災害 958 千円 林道施設災害 8,508 千円	17,972
平成 17 年 9 月 6 日 ～9 月 7 日	水害 梅雨前線豪雨	農業用施設災害 820 千円 農地災害 788 千円	1,608
平成 18 年 7 月 15 日 ～7 月 19 日	風水害 8 月豪雨	農業用施設災害 34,595 千円 農地災害 1,166 千円	35,761
平成 19 年 8 月 22 日 ～8 月 23 日		農業用施設施設 17,080 千円 農地災害 13,248 千円 林道施設災害 27,481	57,809

## 資料 2 地すべり危険箇所 (平成 25 年 2 月 5 日指定)

NO	集落	地区名	箇所数	備考
25	つく米	フロヤノ谷	3	
26	赤松	魚飛	1	
27	長砂	カゴメ	3	
28	落折	家の谷	4	

### 資料3 土石流危険箇所一覧表 I - II (平成25年2月5日指定)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	市・郡	区・町・村	宇	基準点の条件	急傾斜	保安林	砂防	ランク	公共的建物	保全人数
I-1-1-12-1	千代川	来見野川	赤松谷川	八頭郡	若桜町	赤松	扇頂部				I	赤松公民館 H20, 2, 29 指定	3
I-1-1-12-2	千代川	来見野川	折谷川	八頭郡	若桜町	諸鹿	横断構造物 (治山ダム)			○	I	旧諸鹿分校	13
I-1-1-12-3	千代川	来見野川	諸鹿谷川 (2)	八頭郡	若桜町	諸鹿	横断構造物 (砂防ダム)		○	○	I		19
I-1-1-12-5	千代川	来見野川	タノミダ谷川	八頭郡	若桜町	赤松	谷出口、勾配変化点				I	H20, 2, 29 指定	7
I-1-1-12-6	千代川	来見野川	内町宮ノ谷川	八頭郡	若桜町	赤松	谷出口、勾配変化点				I	内町公民館 H20, 2, 29 指定	7
I-1-1-12-7	千代川	角谷川	新道谷川	八頭郡	若桜町	赤松	狭窄部出口、勾配変化点				I		12
I-1-1-12-8	千代川	角谷川	カジバ谷川	八頭郡	若桜町	赤松	谷出口、勾配変化点				I		11
I-1-1-12-9	千代川	屋堂羅川	大石谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	狭窄部出口		○		II		3
I-1-1-12-10	千代川	屋堂羅川	桑外谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	勾配変化点、狭窄部出口		○	○	II	H20, 2, 29 指定	3
I-1-1-12-12	千代川	屋堂羅川	上神護谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	谷出口			○	II		4
I-1-1-12-15	千代川	八東川	寺谷川	八頭郡	若桜町	浅井	横断構造物 (治山ダム)			○	II	H20, 2, 29 指定	8
I-1-1-12-17	千代川	つく米川	奥の谷川	八頭郡	若桜町	湯原	横断構造物 (治山ダム)			○	I	ふれあいの湯	8
I-1-1-12-18	千代川	つく米川	上ノ山川	八頭郡	若桜町	渚見	横断構造物 (治山ダム)	○		○	I	渚見公民館 H20, 2, 29 指定	1
I-1-1-12-19	千代川	つく米川	カナチ川	八頭郡	若桜町	渚見	谷出口、 横断構造物 (治山ダム)	○		○	I	渚見公民館	5
I-1-1-12-20	千代川	つく米川	大サコ谷川	八頭郡	若桜町	茗荷谷	谷出口、 横断構造物 (治山ダム)	○		○	II	茗荷谷公民館 H20, 2, 29 指定	3
I-1-1-12-21	千代川	つく米川	ジャレノ谷川	八頭郡	若桜町	茗荷谷	谷出口、 横断構造物 (治山ダム)	○	○	○	I	H20, 2, 29 指定	3
I-1-1-12-22	千代川	つく米川	エン谷川	八頭郡	若桜町	つく米	谷出口、勾配変化点	○		○	I	若桜小学校 つく米分校 H20, 2, 29 指定	35
I-1-1-12-23	千代川	つく米川	フロヤノ谷川	八頭郡	若桜町	つく米	谷出口、保全人家上流	○		○	I		33
I-1-1-12-25	千代川	八東川	大松谷川	八頭郡	若桜町	若桜	谷出口、 横断構造物 (治山ダム)		○		I	若桜駐在所 若桜町民体育館 H20, 2, 29 指定	63
I-1-1-12-26	千代川	八東川	西若谷川	八頭郡	若桜町	若桜	谷出口、 横断構造物 (治山ダム)				I	若桜駐在所 若桜町民体育館	56
I-1-1-12-27	千	三倉	大口谷川	八頭郡	若桜町	三倉	谷出口、			○	I		11

	代川	川		郡	町		横断構造物（砂防ダム）							
I-1-1-12-28	千代川	八東川	宮谷川	八頭郡	若桜町	上高野	狭窄部出口、勾配変化点					I	上高野集落センター（公民館）	14
I-1-1-12-29	千代川	八東川	財ノ木谷川	八頭郡	若桜町	上高野	谷の屈曲部、勾配変化点					I	上高野集落センター（公民館）	16
I-1-1-12-30	千代川	八東川	カツラ谷川	八頭郡	若桜町	高野	横断構造物（治山ダム）			○		I	隣保館高野老人態の家 H20, 2, 29指定	59
I-1-1-12-31	千代川	八東川	牛ヶ谷川	八頭郡	若桜町	高野	狭窄部出口、勾配変化点					I		33
I-1-1-12-32	千代川	八東川	初谷川	八頭郡	若桜町	高野	狭窄部出口			○		I	高野集会所、隣保館高野老人態の家	17
I-1-1-12-33	千代川	つく米川	寺谷川	八頭郡	若桜町	長砂	谷出口、横断構造物（治山ダム）			○		I	長砂公民館	10
I-1-1-12-34	千代川	つく米川	西山谷川	八頭郡	若桜町	長砂	狭窄部出口、勾配変化点					I	長砂公民館	8
I-1-1-12-35	千代川	八東川	神直川	八頭郡	若桜町	大炊	横断構造物（砂防ダム）			○		II	H20, 2, 29指定	2
I-1-1-12-36	千代川	根安川	根安川	八頭郡	若桜町	根安	横断構造物（砂防ダム）			○		保人家0	H20, 2, 29指定	0
I-1-1-12-37	千代川	八東川	小谷川	八頭郡	若桜町	須澄	谷出口、横断構造物（治山ダム）			○		II		4
I-1-1-12-38	千代川	八東川	西浦谷川	八頭郡	若桜町	大野	狭窄部出口、勾配変化点			○		I	大野公民館 寺前分館	9
I-1-1-12-41	千代川	八東川	大瀬谷川	八頭郡	若桜町	小船	横断構造物（砂防ダム）			○		I	小船公民館 ふれあい館	19
I-1-1-12-42	千代川	八東川	家の谷川	八頭郡	若桜町	落折	横断構造物（砂防ダム）、 屈曲部			○	○	I	H20, 2, 29指定	15
I-1-1-12-43	千代川	八東川	カミヤガ谷川	八頭郡	若桜町	小船	横断構造物（治山ダム）			○		I		7
I-1-1-12-45	千代川	加地川	横尾川	八頭郡	若桜町	中原	谷出口、横断構造物（砂防ダム）			○		I		5
I-1-1-12-46	千代川	八東川	下谷川	八頭郡	若桜町	中原	横断構造物（治山ダム）			○		I	池田小学校、若桜保育所中原分所、 若桜町公民館中原分館	11
I-1-1-12-47	千代川	八東川	堂谷川	八頭郡	若桜町	中原	狭窄部出口、横断構造物（治山ダム）			○		I	池田小学校、若桜保育所中原分所、 若桜町公民館中原分館	11
I-1-1-12-48	千代川	八東川	宮ノ谷川	八頭郡	若桜町	中原	狭窄部出口、横断構造物（治山ダム）			○	○	I	栃原案会所	11
I-1-1-12-49	千代川	八東川	杉の谷川	八頭郡	若桜町	中原	谷出口、横断構造物（治山ダム）			○	○	I		6
I-1-1-12-50	千	吉川	上ノ山谷川	八頭	若桜	岩屋	狭窄部出口、			○		I	池田郵便局	5

	代川	川		郡	町	堂	横断構造物 (治山ダム)								
I-1-1-12-51	千代川	吉川	江浪谷川	八頭郡	若桜町	吉川	横断構造物 (砂防ダム)			○	I	吉川公民館	25		
I-1-1-12-53	千代川	吉川	若杉谷川	八頭郡	若桜町	吉川	谷出口、横断構造物 (砂防ダム)			○	I	H20, 2, 29指定	9		
I-1-1-12-54	千代川	吉川	蔭山谷川	八頭郡	若桜町	吉川	狭窄部出口、横断構造物 (治山ダム)				II		4		
I-1-1-12-55	千代川	八東川	家ノ谷川	八頭郡	若桜町	須澄	谷出口、横断構造物 (砂防ダム)			○	I		10		
I-1-1-12-56	千代川	糸白見川	糸白見川	八頭郡	若桜町	糸白見	横断構造物 (砂防ダム)			○	I		14		
I-1-1-12-57	千代川	八東川	下代谷川	八頭郡	若桜町	岸野	狭窄部出口、横断構造物 (治山ダム)			○	II		3		
I-1-1-12-58	千代川	屋堂羅川	寺谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	狭窄部出口、勾配変化点	○	○		I		7		
I-1-1-12-59	千代川	八東川	一ノ谷川	八頭郡	若桜町	浅井	狭窄部出口				I		10		
I-1-1-12-60	千代川	つく米川	中ノ谷川	八頭郡	若桜町	湯原	横断構造物 (治山ダム)		○		II		3		
I-1-1-12-61	千代川	つく米川	中土居ノ谷川	八頭郡	若桜町	湯原	谷出口		○		II		4		
I-1-1-12-62	千代川	八東川	落折川	八頭郡	若桜町	落折	狭窄部出口、横断構造物 (治山ダム)			○	保人家0		0		
I-1-1-12-63	千代川	三倉川	幟立谷川	八頭郡	若桜町	若桜	狭窄部出口、横断構造物 (治山ダム)				I	地域福祉センタードリーミー 特別養護老人ホームわかさあすなろ	13		
I-1-1-12-64	千代川	屋堂羅川	羽落谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	狭窄部出口		○		II		1		
I-1-1-12-65	千代川	つく米川	つく米川	八頭郡	若桜町	つく米	谷出口、保全人家上流、横断構造物 (砂防ダム)			○	II	H20, 2, 29指定	1		
I-1-1-12-66	千代川	八東川	中代谷川	八頭郡	若桜町	岸野	谷出口				I	岸野公民館 H20, 2, 29指定	3		
I-1-1-12-67	千代川	八東川	久曾木谷川	八頭郡	若桜町	小船	狭窄部出口		○		II		4		
I-1-1-12-68	千代川	八東川	方ヶ谷川	八頭郡	若桜町	大炊	谷出口				I		5		
I-1-1-12-69	千代川	八東川	高野谷川	八頭郡	若桜町	高野	狭窄部出口	○			I	隣保館 高野老人憩の家	49		
II-1-1-12-1	千代川	来見野川	栗尾谷川	八頭郡	若桜町	赤松	谷出口、勾配変化点				II	H20, 2, 29指定	1		
II-1-1-12-2	千代川	角谷川	馬場谷川	八頭郡	若桜町	赤松	谷出口、勾配変化点				I	H20, 2, 29指定	11		
II-1-1-12-3	千	角谷	畑ヶ谷川	八頭	若桜	赤松	谷出口、勾配変化点				II	H20, 2, 29	1		

	代川	川		郡	町								指定		
II-1-1-12-4	千代川	角谷川	寺谷川	八頭郡	若桜町	赤松	谷出口、勾配変化点						II	H20, 2, 29 指定	1
II-1-1-12-13	千代川	屋堂羅川	大畑谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	勾配変化点			○			I		5
II-1-1-12-15	千代川	つく米川	フキマス谷川	八頭郡	若桜町	香田	屈曲部、勾配変化点						II		1
II-1-1-12-16	千代川	つく米川	ショウガ谷川	八頭郡	若桜町	香田	谷出口、横断構造物（治山ダム）			○			II		2
II-1-1-12-22	千代川	八東川	家ノ谷川	八頭郡	若桜町	大野	横断構造物（治山ダム）				○		II		1
II-1-1-12-25	千代川	八東川	矢ノ谷川	八頭郡	若桜町	岩屋堂	狭窄部出口、横断構造物（治山ダム）				○		II		1
II-1-1-12-26	千代川	来見野川	イノ谷川	八頭郡	若桜町	赤松	狭窄部出口						II	H20, 2, 29 指定	2
II-1-1-12-27	千代川	屋堂羅川	神護谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	谷出口				○		II		4
II-1-1-12-28	千代川	屋堂羅川	小場奥谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	横断構造物（治山ダム）						II		3
II-1-1-12-29	千代川	つく米川	下滝谷川	八頭郡	若桜町	湯原	谷出口						II	H20, 2, 29 指定	3
II-1-1-12-30	千代川	つく米川	オイノ谷川	八頭郡	若桜町	淵見	屈曲部				○		II		4
II-1-1-12-31	千代川	八東川	此滝谷川	八頭郡	若桜町	大野	狭窄部出口				○		II		4
II-1-1-12-32	千代川	八東川	鍋土谷川	八頭郡	若桜町	大野	横断構造物（治山ダム）				○		I	大野公民館	6
II-1-1-12-33	千代川	八東川	ウルシ谷川	八頭郡	若桜町	大野	狭窄部出口、勾配変化点、横断構造物（滝）				○		II		1
II-1-1-12-34	千代川	角谷川	栃ヶザコ谷川	八頭郡	若桜町	赤松	勾配変化点、狭窄部出口						II		1
II-1-1-12-35	千代川	角谷川	管町谷川	八頭郡	若桜町	赤松	谷出口、勾配変化点				○		保人家0		0
II-1-1-12-36	千代川	八東川	寺谷川	八頭郡	若桜町	若桜	横断構造物（治山ダム）						II		1

## 資料4 土石流危険箇所一覧表Ⅱ

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	市・郡	区・町・村	宇	基準点の条件	急傾斜	保安林	砂防	ランク	公共的建物	保全人数
II-1-1-12-37	千代川	八東川	坂谷川	八頭郡	若桜町	若桜	狭窄部出口				II		1
II-1-1-12-38	千代川	八東川	蓮道寺谷川	八頭郡	若桜町	若桜	狭窄部出口				II		4
II-1-1-12-39	千代川	三倉川	三倉谷川	八頭郡	若桜町	三倉	狭窄部出口、横断構造物（治山ダム）				II		3
II-1-1-12-40	千代川	三倉川	城ノ谷川	八頭郡	若桜町	三倉	狭窄部出口、勾配変化点				II		4

II-1-1-12-41	千代川	三倉川	弁天谷川	八頭郡	若桜町	三倉	横断構造物(砂防ダム)				○	保人家0		0
II-1-1-12-42	千代川	屋堂羅川	観音素谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	勾配変化点、狭窄部出口	○	○			II		2
II-1-1-12-43	千代川	屋堂羅川	小シラ谷川	八頭郡	若桜町	屋堂羅	狭窄部出口、横断構造物(治山ダム)					II		3
II-1-1-12-44	千代川	八東川	車堂谷川	八頭郡	若桜町	浅井	狭窄部出口					I	町立若桜中学校 若葉団地集会所	53
II-1-1-12-45	千代川	つく米川	ノノコ谷川	八頭郡	若桜町	香田	谷出口					II		1
II-1-1-12-46	千代川	つく米川	一休谷川	八頭郡	若桜町	香田	谷出口					II		1
II-1-1-12-47	千代川	つく米川	ウエ山谷川	八頭郡	若桜町	香田	狭窄部出口、勾配変化点				○	I		14
II-1-1-12-48	千代川	つく米川	堂ノ向谷川	八頭郡	若桜町	つく米	横断構造物(治山ダム)、 屈曲部	○	○	○		II		1
II-1-1-12-49	千代川	八東川	上土居谷川	八頭郡	若桜町	岸野	狭窄部出口、屈曲部					II		1
II-1-1-12-50	千代川	八東川	カジナミ川	八頭郡	若桜町	小船	狭窄部出口、勾配変化点			○		保人家0		0
II-1-1-12-51	千代川	八東川	シツ谷川	八頭郡	若桜町	中原	栃原の下の谷、谷出口、 勾配変化点			○	○	II		1
II-1-1-12-52	千代川	八東川	アワイ谷川	八頭郡	若桜町	須澄	谷出口					II		1
II-1-1-12-53	千代川	八東川	小谷川	八頭郡	若桜町	須澄	谷出口、勾配変化点、 横断構造物(治山ダム)					II		1
II-1-1-12-54	千代川	八東川	ハウノキ谷川	八頭郡	若桜町	若桜						II		0

土石流 (平成25年2月5日指定)

I-1-1-12-36	千代川	根安川	根安川	八頭郡	若桜町	根安					○	I		0
I-1-1-12-52	千代川	吉川	ヒレジ谷川	八頭郡	若桜町	吉川						I		
I-1-1-12-62	千代川	八東川	落折川	八頭郡	若桜町	落折					○	I		0
II-1-1-12-35	千代川	角谷川	管町谷川	八頭郡	若桜町	赤松					○	II		0
II-1-1-12-41	千代川	三倉川	弁天谷川	八頭郡	若桜町	三倉					○	II		0
II-1-1-12-50	千代川	八東川	カジナミ川	八頭郡	若桜町	小船			○			II		0
III-1-1-12-1	千代川	八東川	上蓮道寺谷川	八頭郡	若桜町	若桜						III		1
III-1-1-12-2	千代川	八東川	円徳谷川	八頭郡	若桜町	若桜						III		1
III-1-1-12-3	千代川	八東川	上円徳谷川	八頭郡	若桜町	若桜						III		1
III-1-1-12-4	千代川	三倉川	下宮ノ谷川	八頭郡	若桜町	若桜						III		14
III-1-1-12-5	千代川	三倉川	宮ノ谷川	八頭郡	若桜町	若桜						III		5

# 資料5 急傾斜地危険箇所一覽表 I (平成25年2月5日指定)

No.	箇所名	市・郡	区・町・村	小字	小字	ランク	左端根拠	左端根拠	多段設定の有無
449	つく米	八頭郡	若桜町	つく米		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
450	堂ノモト	八頭郡	若桜町	つく米		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
451	渕見	八頭郡	若桜町	渕見		I	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
452	茗荷谷B	八頭郡	若桜町	茗荷谷		I			無
453	屋敷廻A	八頭郡	若桜町	落折		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
454	屋敷廻B	八頭郡	若桜町	落折		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
456	加地土居	八頭郡	若桜町	中原		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
457	中原	八頭郡	若桜町	中原		I	①②人家敷地端	①②人家敷地端	無
458	下土居	八頭郡	若桜町	吉川		I	人家の敷地端 5m、30°	人家の敷地端	無
459	見内	八頭郡	若桜町	須澄		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
462	向山	八頭郡	若桜町	糸白見		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
463	神直	八頭郡	若桜町	大炊		I	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
465	岸野B	八頭郡	若桜町	岸野		I	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
466	浅井	八頭郡	若桜町	浅井		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
467	山田町	八頭郡	若桜町	若桜	山田町	I	人家の敷地端	町役場敷地端かつ II-2387 共通測線	無
470	石屋開地	八頭郡	若桜町	若桜		I	I-1298 共通測線	人家の敷地端	無
471	馬橋ノ元	八頭郡	若桜町	若桜		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
472	若桜B	八頭郡	若桜町	若桜		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
474	諸鹿	八頭郡	若桜町	諸鹿		I	①人家の敷地端 ②谷地形	①谷地形 ②人家の敷地端	無
475	未見野A	八頭郡	若桜町	来見野		I	神社の敷地端	人家の敷地端	無
476	来見野B	八頭郡	若桜町	来見野		I	①人家の敷地端 ②人家の敷地端	①人家の敷地端 ②人家の敷地端	
477	赤松A	八頭郡	若桜町	赤松		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
478	赤松B	八頭郡	若桜町	赤松		I	①人家の敷地端 ②谷地形 ③谷地形	①谷地形 ②谷地形 ③5m、30°	無
479	馬場A	八頭郡	若桜町	赤松	馬場	I	5m、30°	人家の敷地端	
481	上高野	八頭郡	若桜町	高野	上高野	I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
482	西開地	八頭郡	若桜町	高野	西開地	I	①人家の敷地端 ②谷地形 ③谷地形 ④5m、30° ⑤谷地形	①5m、30° ②谷地形 ③人家の敷地端 ④谷地形 ⑤人家の敷地端	無
1129	小船	八頭郡	若桜町	小船		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
1130	栃原	八頭郡	若桜町	栃原		I	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
1131	岩屋堂	八頭郡	若桜町	岩屋堂		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
1132	屋堂羅	八頭郡	若桜町	屋堂羅		I	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
1133	中村	八頭郡	若桜町	屋堂羅		I	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
1292	小船B	八頭郡	若桜町	小船		I	5m、30°	II-2390の左端	無
1293	小船C	八頭郡	若桜町	小船		I	人家の敷地端	5m、30°	無
1294	岩屋堂B	八頭郡	若桜町	岩屋堂		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
1295	湯原	八頭郡	若桜町	湯原		I	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
1296	屋堂羅B	八頭郡	若桜町	屋堂羅		I	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
1297	つく米	八頭郡	若桜町	つく米		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無

	B						谷地形	谷地形	
1298	若桜C	八頭郡	若桜町	若桜		I	II-2387 共通側線 かつ谷地形	I-470 共通側線	無
1299	寺前	八頭郡	若桜町	寺前		I	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
人工14	西浦	八頭郡	若桜町	諸鹿		I	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2383	西ノ平	八頭郡	若桜町	小船		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2384	須澄	八頭郡	若桜町	須澄		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2385	岡	八頭郡	若桜町	根安		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2386	岸野A	八頭郡	若桜町	岸野		II	人家の敷地端	I-465 の左端	無

急傾斜地の崩壊 (平成25年2月5日指定)

1574	大炊	八頭郡	若桜町	大炊		I			
------	----	-----	-----	----	--	---	--	--	--

資料6 急傾斜地危険箇所一覧表II (平成25年2月5日指定)

No.	箇所名	市・郡	区・町・村	小字	小字	ランク	左端根拠	左端根拠	多段設定の有無
2387	若桜A	八頭郡	若桜町	若桜		II	①I-467 共通混線 ②谷地形	①谷地形 ②I-12987 共通測線	無
2388	馬場B	八頭郡	若桜町	馬場		II	①②人家敷地端	①②人家敷地端	無
2389	若荷谷A	八頭郡	若桜町	若荷谷		II	I-452 の右端	人家の敷地端	無
2390	小船D	八頭郡	若桜町	小船		II	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
2391	岩屋堂C	八頭郡	若桜町	岩屋堂		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2392	岩屋堂D	八頭郡	若桜町	岩屋堂		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2393	根安	八頭郡	若桜町	根安		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2394	根安B	八頭郡	若桜町	根安		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2395	湯原B	八頭郡	若桜町	湯原		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2396	湯原C	八頭郡	若桜町	湯原		II	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
2397	長砂	八頭郡	若桜町	長砂		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2398	屋堂羅C	八頭郡	若桜町	屋堂羅		II	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
2399	寺所	八頭郡	若桜町	寺所		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2400	諸鹿B	八頭郡	若桜町	諸鹿		II	人家の敷地端 谷地形	人家の敷地端 谷地形	無
2401	諸鹿C	八頭郡	若桜町	諸鹿		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2402	馬場C	八頭郡	若桜町	馬場		II	人家の敷地端	5m、30°	無
2403	寺所B	八頭郡	若桜町	寺所		II	①②③人家敷地端	①②③人家敷地端	無
2404	角谷	八頭郡	若桜町	赤松	寺所	II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2405	三倉	八頭郡	若桜町	三倉		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2406	三倉B	八頭郡	若桜町	三倉		II	①人家の敷地端 ②人家の敷地端	①人家の敷地端 ②人家の敷地端	無
2407	糸白見	八頭郡	若桜町	糸白見		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
2408	屋堂羅D	八頭郡	若桜町	屋堂羅		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
3582	ハサリロ	八頭郡	若桜町	落折		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
3583	本立	八頭郡	若桜町	大野		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
3584	下クコ	八頭郡	若桜町	つく米		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無
3585	シヨフケ谷	八頭郡	若桜町	香田		II	人家の敷地端	人家の敷地端	無

急傾斜地の崩壊 II (平成25年2月5日指定)

3619	瀧見B	八頭郡	若桜町	瀧見		II			
3620	吉川	八頭郡	若桜町	吉川		II			
3621	吉川B	八頭郡	若桜町	吉川		II			
3622	大野B	八頭郡	若桜町	大野		II			



3623	浅井B	八頭郡	若桜町	浅井		II		
3624	岩屋堂E	八頭郡	若桜町	岩屋堂		II		
3625	落折	八頭郡	若桜町	落折		II		
3626	須澄B	八頭郡	若桜町	須澄		II		
3627	糸白見B	八頭郡	若桜町	糸白見		II		
3628	つく米D	八頭郡	若桜町	つく米		II		
3629	大炊B	八頭郡	若桜町	大炊		II		
3630	屋堂羅E	八頭郡	若桜町	屋堂羅		II		
3631	屋堂羅F	八頭郡	若桜町	屋堂羅		II		
3632	小船E	八頭郡	若桜町	小船		II		
3633	小船F	八頭郡	若桜町	小船		II		
3634	小船G	八頭郡	若桜町	小船		II		

## 資料7 山地災害危険地区

市町村名	危険度				保全対象区域の現況	
	A	B	C	計	人家	公共建物
若桜町	57	59	28	144	3,917	15

## 資料8 雪崩危険箇所

箇所名	位置 大字	人家	公共的建物	
			種類	数
つく米A	つく米	15	小学校	1
つく米B	//	12		
屋敷廻	茗荷谷	13	公民館	1
湊見	湊見	11		
湯原	湯原	10		
湯原	//	5		
香田A	香田	21	公民館 保育園	1 1
屋敷廻A	落折	16		
屋敷廻B	//	10	公民館	1
屋敷廻C	//	17	公民館	1
縄手	小船	5		
西ノ平	//	24		
大麻町	//	49		
寺前	大野	10		
加地	加地	34		
大野	大野	30		
中原A	中原	58	小学校	1
中原B	//	25		
栃原	//	24		
下土居	吉川	58	公民館	1
ウエノ山	岩屋堂	28	郵便局派出所 公民館	2 1
ウシロ山	//	33	郵便局派出所 公民館	2 1
見内	須澄	6		

須 澄	//	10		
岡	根 安	23		
宮ノ元	//	29		

## 資料9 雨量観測所

河川名	位置	種類	管理者	観測者	連絡先
八東川	浅井	アメダス	鳥取地方気象台	鳥取地方気象台	(0857)29-1311
八東川	若桜	テレメーター	国土交通省 鳥取河川国道事務所	鳥取河川国道事務所	(0857)22-8435~9
八東川	落折	テレメーター	国土交通省 鳥取河川国道事務所	鳥取河川国道事務所	(0857)22-8435~9
八東川	戸倉	テレメーター	国土交通省 鳥取河川国道事務所	鳥取河川国道事務所	(0857)22-8435~9
八東川	大炊	テレメーター	県企業局	企業局東部事務所 (0857)21-4788	つく米発電所 82-0141
つく米川	茗荷谷	テレメーター	県企業局	企業局東部事務所 (0857)21-4788	茗荷谷ダム 82-1194
加地川	中原	テレメーター	県企業局	企業局東部事務所 (0857)21-4788	加地発電所 0857-21-4788
八東川	浅井	テレメーター	鳥取県	八頭県土整備事務所	郡家 72-3851
つく米川	つく米	テレメーター	鳥取県	八頭県土整備事務所	郡家 72-3851
吉川川	吉川	テレメーター	鳥取県	八頭県土整備事務所	郡家 72-3851
来見野川	諸鹿	テレメーター	鳥取県	八頭県土整備事務所	郡家 72-3851

## 資料 10 水位観測所

河川名	量水標名	報告水位	警戒水位	位置	管理者	観測者	電話番号
八東川	若桜	テレメーター		若桜	国土交通省	鳥取河川国道事務所	(0857)22-8435~9
八東川	若桜	テレメーター	2.80	浅井	鳥取県	八頭県土整備事務所	72-3851

## 資料 11 防災カメラ

若桜町ホームページの防災カメラにより、河川状況の監視(町内:20箇所)

No.	地区	河川名	施設名
1	諸鹿	来見野川	河川監視
2	赤松	来見野川	河川監視
3	馬場	角谷川	河川監視
4	農人町	三倉川	河川監視
5	西町	八東川	河川監視
6	屋堂羅	屋堂羅川	河川監視
7	浅井	八東川	河川監視
8	三倉	三倉川	河川監視
9	神直	八東川	河川監視
10	糸白見	糸白見川	河川監視
11	根安	根安川	河川監視
12	岩屋堂	八東川	河川監視
13	中原	八東川	河川監視
14	小船	八東川	河川監視
15	落折	八東川	河川監視
16	戸倉峠	—	道路監視
17	吉川	吉川川	河川監視
18	長砂	つく米川	河川監視
19	湊見	つく米川	河川監視
20	加地	加地川	河川監視

種別	重要度		要注意区間
	A水防上最も重要な区間	B水誌上重要な区間	
堤防高流下能力	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天嶮幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天嶮幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所。	法崩れ又はすべりめ実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施行の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤防又は旧川防の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施行の箇所。	
水衝・洗掘	御節にある堤防の前面の河床が深鋼しているがその対策が未施行の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床に深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施行の箇所。	

工事施行	流量規模の洪水の水位以下となる箇所。		出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤防・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤防又は旧川跡の箇所。
溢水	河積が狭少たびたび溢水、氾濫の実績があり、危険が予想される箇所。	材積は暫定的に確保されているが溢水、氾濫の恐れが十分ある箇所	
侵食	既設護岸が著しく侵食されているか、あるいは過去において侵食された実績があり危険が予想される箇所。	侵食に対して暫定的に対策が講じられている箇所、および侵食の恐れが十分ある箇所。	

### 資料 13 重要水防区域：若桜町・鳥取県指定

(若桜町指定)

凶面番号	重要度番号	水防区番号	河川名	危険区域	位置延長	対策工法
1		1-B	八東川	若桜町大字須澄	須澄(見内福)下毛左岸 200m	本流工
2		5	屋堂羅川	若桜町屋堂羅	屋堂羅(清田橋付近)右岸 100m	本流工

(鳥取県指定)

3	(B)	1-A	八東川	若桜町大字高野	町境 R29 号沿左岸 43m	本流工
4	(B)	1-A	八東川	若桜町大字若桜	赤松橋下毛左岸 500m 右岸 150m	本流工
5		1-A	八東川	若桜町大字大炊	神直橋下毛左岸 180m	本流工

6	(B)	1-B	八東川	若桜町大字中原 岩屋堂	旧国道鉛左岸 50m	積土俵工
7		1-B	八東川	若桜町大字中原	中原橋下モ左岸 140m	本流工
8	(B)	1-B	八東川	若桜町大字大野	本立橋上ミ、下モ 左岸 210m、右岸 80m	本流工
9		2	来見野 川	若桜町大字赤松	赤松前橋上ミ右岸 200m	本流工
10	(B)	2	来見野 川	若桜町大字赤松	栗尾橋上ミ左岸 50m	積土俵工 本流工
11		6	つく米 川	若桜町大字長砂	長砂橋下モ左岸 100m	積土俵工
12	(B)	6	つく米 川	若桜町大字長砂	長砂橋上ミ左岸 50m	本流工
13	(B)	6	つく米 川	若桜町大字湊見	湊見橋上ミ左岸 50m	本流工

(A, B) は県水防計画の重要水防区域

## 資料14 水防用備蓄資機材の現在数量

器名	単位	数量	器名	単位	数量
かます又は ビニールシート	枚	9	ビニールロープ	m	400
麻袋又は 土のう袋	枚	1,000	アローサイン(矢 印)	枚	20
縄	丸	33	松丸太 1.5m 木杭 1.0m 鉄杭	本	19 55 38
トラロープ	玉	5	オノ	丁	6
鉄線 #20	kg	20	カマ	丁	4
掛矢	丁	2	シノ	丁	7
ツルハシ	丁	10	ペンチ	丁	4
一輪車	台	6	ノコ	丁	5
唐ぐわ	丁	8	夜光ポール 1.4m	本	20
発電機	台	1	トビクチ	丁	6
延長コードリール	台	2	投光器	台	2
たこずち	丁	4	バール	丁	1
ナタ	丁	6	土のう作り置き	袋	400
スコップ	丁	38			
パイスケ		15			
スコッチコーン	セット	30			
ソーラー式フラッシュ ユ	セット	10			



## 資料 15 文化財一覧

	種類	名称	所在
国指定	重要文化財	不動院岩屋堂	若桜町岩屋堂
	特別天然記念物	オオサンショウウオ	
	天然記念物	イヌワシ	
		ヤマネ	
	史跡	若桜鬼ヶ城跡	若桜町若桜
国登録の文化財	登録有形文化財	若桜橋	若桜町若桜
		若桜鉄道	若桜町若桜
県指定	天然記念物	中江の一本スギ	
		扇ノ山の火山弾	鳥取県立博物館
		若桜神社社叢	若桜町若桜
	保護文化財	木造胎蔵界大日如来坐像	鳥取県立博物館
		三百田氏住宅（附一代普請方合力人数帳一冊）	若桜町屋堂羅 37
無形文化財	木工芸（保持者：茗荷定治氏）		
町指定	有形文化財	岩屋堂の納骨壺入五輪塔	若桜町岩屋堂
		長砂与五郎の五輪塔	若桜町長砂
		伊勢道の道標（4ヶ所）	若桜町若桜他
		石碑（忠魂碑）	若桜町役場の敷地内
		若桜町歴史民俗資料館	若桜町屋堂羅 31
		無動山永福寺の山門	若桜町屋堂羅
	天然記念物	氷ノ山山頂のキャラボク	

## 資料 16 消防団の現況・点検責任者

団長氏名	副団長等氏名	分 団		保 管 機 材	点検責任者
		分団名	団員数 (本部員)		
谷川充弘	副団長 谷本 剛 // 中島敬之 第1分団 分団長 小嶋一成 第2分団 分団長 大石洋一 第3分団 分団長 谷口国彦 第4分団 分団長 岩見 聡	本部	6名 (2)	本部車 1台	団 長
		第1分団	13名	消防ポンプ自動車 1台	分団長
		第2分団	13名	消防ポンプ自動車 1台	分団長
		第3分団	13名	消防ポンプ自動車 1台	分団長
		第4分団	15名 (2)	消防ポンプ自動車 1台	分団長

## 資料 17 消防協力団体の現況（自衛消防団）

（令和元年1月1日現在）

名称	代表者	団員数	所有機材
高野	団長	14人	小型動力ポンプ1台
屋堂羅	団長	23	// 2
赤松	団長	17	// 1
諸鹿	団長	7	// 2
湊見	団長	7	// 1（軽可搬ポンプ1、女性消防隊5人）
つく米	団長	24	// 2（軽可搬ポンプ1、女性消防隊9人）
糸白見	団長	9	// 1（軽可搬ポンプ2、女性消防隊8人）
根安	団長	10	// 1
吉川	団長	37	// 2（女性消防隊14人）
栃原	団長	10	// 1
中原	団長	7	// 1
加地	団長	12	// 1
大野	団長	11	// 1
小船	団長	18	// 1
落折	団長	8	// 1

## 資料 18 危険物取扱業者（危険物施設）一覧表

事業所名	設置場所	製造所等	備考
智頭石油（株）若桜給油所	西町	給油取扱所	82-0711
瑞興(有)因幡営業所	下町	//	82-0831
JAいなば燃料センター 若桜SS	西町	//	82-0018
岸本燃料店	中町	L P ガス取扱所	82-0027
丹松住設	西町	L P ガス取扱所	82-1120

# 資料 19 地区別の避難場所

(令和2年11月30日現在)

番号	避難所	所在地	種別	収容面積	収用人員	たき出し能力	施設の状態	管理責任者	経路所要時間	処理能力	収容内訳
1	☆若桜学園	浅井	体育館 校庭	6,000 ㎡	1,500 人	あり	鉄筋	学校長	5～10分	1回 200人分	新町、山田町、上町、中町、浅井、若葉団地
2	☆第2町民体育館	下町	体育館 八幡広場	4,822	800	〃	〃	教育長	5分	1,000	下町、西町、農人町
3	第1町民体育館	山田町	建物	1,900	950	〃	〃	〃	〃	〃	新町、山田町
4	若桜町役場	〃	〃	1,300	650	〃	〃	総務課長	〃	〃	〃
5	若桜町保健センター	〃	〃	700	350	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	若桜町公民館	中町	〃	1,200	600	〃	〃	教育長	〃	〃	上町、中町
7	地域福祉センター	西町	建物 広場	1,900	950	〃	鉄筋	社会福祉協議 会長	〃	〃	西町、農人町
8	三倉公民館	三倉	建物	40	90	〃	木造	公民館長	5分	20	三倉
9	相撲館	屋堂羅	建物	60	80	〃	〃	〃	〃	30	屋堂羅
10	馬場公民館	馬場	建物	60	90	〃	〃	〃	〃	30	馬場
11	内町 〃	内町	建物	40	80	〃	〃	〃	〃	30	内町
12	赤松 〃	赤松	建物	40	70	〃	〃	〃	〃	30	赤松
13	来見野 〃	来見野	建物	50	80	〃	〃	〃	〃	30	来見野
14	諸鹿 〃	諸鹿	広場	150	210	〃	〃	総務課長	〃	30	諸鹿
15	上高野 〃	上高野	建物	50	100	〃	〃	公民館長	〃	30	上高野
16	高野老人憩の家	高野	建物 広場	200	350	〃	鉄骨	自治会長	〃	50	高野
17	香田公民館	香田	建物	50	110	〃	木造	公民館長	〃	30	香田
18	長砂公民館	長砂	建物	40	60	〃	〃	〃	〃	30	長砂
19	若桜ゆはら温泉ふれあいの湯	湯原 627	建物	70	22	〃	〃	町民福祉課長	〃	30	湯原
20	湊見	湊見	建物	500	120	〃	〃	公民	〃	30	湊見

番号	避難所	所在地	種別	収容面積	収用人員	たき出し能力	施設の状態	管理責任者	経路所要時間	処理能力	収容内訳
	公民館		広場					館長			
21	茗荷谷 〃	茗荷谷	建物	80	50	〃	〃	〃	〃	30	茗荷谷
22	旧若桜学園 小学校つく 米分校	つく米	体育館 校庭	300	270	〃	〃	総務課 長	〃	100	つく米
23	大炊 公民館	大炊	建物	50	90	〃	〃	公民 館長	〃	30	大炊
24	岸野 〃	岸野	建物	40	50	〃	〃	〃	〃	30	岸野
25	糸白見 〃	糸白見	建物	70	240	〃	〃	〃	〃	30	糸白見
26	根安 〃	根安	建物	60	120	〃	〃	〃	〃	30	根安
27	須澄 〃	須澄	建物	80	110	〃	〃	〃	〃	30	須澄
28	岩屋堂 〃	岩屋堂	建物	60	130	〃	〃	〃	〃	30	岩屋堂
29	寄来屋	吉川	体育館 校庭	650	420	〃	〃	町民福 祉課長	〃	100	吉川
30	☆旧池田小 学校	中原	体育館 花の木 広場	800	600	〃	〃	教育長 にぎわい 創出課 長	5～ 15 分	200	栃原、 中原、 加地、 大野
31	小船 ふれあい館	小船	建物	200	290	〃	〃	自治会 長	5分	50	小船
32	落折 公民館	落折	建物	90	70	〃	〃	公民館 長	〃	30	落折
33	若桜町 多目的集会 施設	下町	〃	392	475	〃	〃	指定管 理者	〃	30	西町 下町 中町
34	道の駅 わかさ	上町	建物 駐車場	163	198	〃	〃	駅長	〃	30	上町
35	氷太くん	つく米	建物		174	〃	耐火	理事長	5～ 15分	200	つく米

※1 収容人員算定については、1人3㎡が望ましいが、収容施設の少ない当町の現状をふまえ、屋内、屋外とも1人2㎡とした。（感染症対策の場合は1人4㎡）

2 各避難所の位置については、巻末参考資料の仮避難所一覧を参照

☆印 ヘリコプター発着場適地

## 資料 20 災害別避難所

避難所	所在地	種別	収容面積	収容人	火災	水害	地震
☆若桜学園	浅井	校庭	m <sup>2</sup> 5,000	人 1,000	○	○	○
		体育館	1,000	500	○		
☆第2町民 体育館	下町	体育館 八幡広場	5,500	1,600	○	○	○
第1町民 体育館	山田町	建物	1,900	950	○	○	○
若桜町役場	〃	〃	1,300	650	○	○	○
若桜町保健 センター	〃	〃	700	350	○	○	○
若桜町 公民館	中町	〃	1,200	600	○	○	○
地域福祉 センター	西町	建物 広場	1,900	950	○	○	○
三倉 公民館	三倉	建物	40	90	○	○	○
相撲館	屋堂羅	〃	60	80	○	○	○
馬場 公民館	馬場	〃	60	90	○	○	○
内町 〃	内町	〃	40	80	○	○	○
赤松 〃	赤松	〃	40	70	○	○	○
来見野 〃	来見野	〃	50	80	○	○	○
上高野 〃	上高野	建物	50	100	○	○	○
高野 老人憩の家	高野	建物 広場	200	350	○	○	○
香田 公民館	香田	建物	50	110	○	○	○
長砂 〃	長砂	〃	40	60	○	○	○
若桜ゆはら温泉 ふれあいの湯	湯原 627	建物	70	22	○	○	○
渕見 公民館	渕見	建物 広場	500	120	○	○	○
茗荷谷 公民館	茗荷谷	建物	80	50	○	○	○
旧若桜学園小学 校つく米分校	つく米	体育館 校庭	300	270	○	○	○
大炊 公民館	大炊	建物	50	90	○	○	○
岸野 〃	岸野	〃	40	50	○	○	○

糸白見 〃	糸白見	〃	70	240	○	○	○
根安 〃	根安	〃	60	120	○	○	○
須澄 〃	須澄	〃	80	110	○	○	○
岩屋堂 〃	岩屋堂	〃	60	130	○	○	○
寄来屋	吉川	建物 広場	650	420	○	○	○
☆旧池田小学校	中原	体育館 花の木広場	800	600	○	○	○
小船ふれあい館	小船	建物	100	90	○	○	○
落折 公民館	落折	〃	90	70	○	○	○
諸鹿 〃	諸鹿	〃	150	210	○	○	○
若桜町 多目的集会施設	下町	建物	392	475	○	○	○
道の駅わかさ	上町	〃	163	198	○	○	○
氷太くん	眷米	〃		1,270	○	○	○

※1 収容人員算定については、1人3㎡が望ましいが、収容施設の少ない当町の現状をふまえ、

屋内、屋外とも1人2㎡とした。(感染症対策の場合は1人4㎡)

2 各避難所の位置については、巻末参考資料の仮避難所一覧を参照

☆印 ヘリコプター発着場適地

## その他の一時避難所

名称	住所
若桜町ふれあい広場	若桜773
わかさ生涯学習情報館	若桜751
わかさこども園	若桜735-1
若桜町ふれあい交流センター	高野113-1
中之島公園	若桜991-1
若桜町公民館池田分館	中原359-1
観音寺	小船283
わかさ温水プール	若桜763
ふれあい広場 屋内運動場	若桜784
旧森林組合跡地	若桜998-2
あかまつ団地公民館	赤松859-28
栃原集会所	栃原235
大野集会所	大野324

## 災害時に協定を締結している一時避難所

名称	住所
アロイ工業株式会社	中原326
鳥取安泰株式会社	浅井88
安泰ニット株式会社	浅井88
株式会社一宮電機若桜工場	若桜1144-1
株式会社ミヤビシャフト工場	若桜876-1
鳥取いなば農業協同組合若桜支店 ライスセンター	糸白見120

## 災害時に協定を締結している宿泊施設等

名称	住所
アルパインヒュッテ	つく米635-12
モリス荘	つく米631-61
ヒュッテ白樺	つく米631-29
つくよね山荘	つく米630

## 災害時に協定を締結している福祉避難所

名称	住所・受入人数
介護老人福祉施設 わかさ・あすなろ	若桜1238 122人/3.3㎡
わかさ生協診療所	若桜1200-1 10人/3.3㎡
若桜町社会福祉協議会	若桜1247-1 273人/3.3㎡

## 指定緊急避難場所・指定避難所

(平成29年11月21日現在)

番号	避難所	所在地	種別	施設の状態	管理責任者	火災種別等
1	若桜学園	浅井 289	校舎・校庭 体育館	鉄骨	学校長	火災・地震
2	第1町民体育館	若桜 788-38 (山田町)	体育館	〃	教育長	〃
3	ゆうゆうわかさ	若桜 772 (上町)	建物	〃	町民福祉課長	〃 57人 /3.3㎡
4	若桜町ふれあい 広場	若桜 773 (上町)	広場	広場	教育長	〃
5	わかさこども園	若桜 732-2 (下町)	建物	鉄筋	町民福祉課長	〃 87人 /3.3㎡
6	第2町民体育館	若桜 501 (下町)	体育館	鉄骨	教育長	〃
7	若桜町公民館 (山村開発セン ター)	若桜 757 (中町)	建物	鉄筋	〃	〃
8	地域福祉センタ ー	若桜 1247-1 (西町)	〃	〃	社会福祉 協議会長	〃 福祉避難所
9	旧若桜学園小学 校つく米分校	つく米 120	〃	木造	総務課長	火災・地震
10	寄来屋	吉川 101	〃	〃	町民福祉課長	〃
11	旧池田小学校	中原 326	体育館・ 花の木広場	鉄骨 広場	教育長 にざわい創出課長	〃



## 資料 21 炊き出し施設

施設名	処理能力	炊き出し施設			備考
		かまの型式	炊き出し備品	食器類	
学校給食センター	1回 1,000人分	米飯炊飯器 7kg 12個 回転釜 90ℓ5個	フライヤー 球根皮むき機 焼物機 野菜裁断機 二重食缶 ボウル	700人分 3種類	給食用施設使用
わかさこども園	60人分	ガスがま(3升) 1個 回転がま(30ℓ) 2個 電気がま(1升) 3個	なべ やかん ボウル	60人分	//
若桜町公民館	80人分	ガスがま (5升)1個 (1升)3個	なべ やかん ボウル	40人分	調理実習用
地域福祉センタードリーミー	50人分	ガス炊飯器 (5升)1個	なべ やかん ボウル	50人分	デイサービス用

## 資料 22 病院、医院等の医療機関

名称	診療科目	自治会名	収容能力	担当員		備考
				医師	看護師	
わかさ生協診療所	内科	下町	19	1	9	82-0533
柿坂医院	内科	中町		2	4	82-0076
門村整骨院		山田町		1		82-0727
中尾歯科医院	歯科	中町		2		82-0130
福田歯科医院	歯科	下町		1		82-1518

# 第3章 様式等

## 資料1 災害概況即報

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)			
火元の事態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重傷	人			
		中等傷	人			
	軽傷	人				
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼	棟		建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
		部分焼 ぼや	棟		林野焼損面積	a
計	棟					
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚地後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力災害
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防知覚方法	気象状況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ( )		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人)			
			重傷 人 ( 人)			
			中等傷 人 ( 人)			
			軽傷 人 ( 人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
	その他	人				
	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		消防本部 (署)		台 人	
			消防団		台 人	
			海上保安庁		人	
			自衛隊		人	
その他			人			
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚地後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 ( 人)
	計 人	{ 重 傷 人 ( 人) 中等傷 人 ( 人) 軽 傷 人 ( 人)	
	不明 人		
救助活動の 要否			
救助護者数 (見込)		救 助 人 員	
救急・救助 活動の状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄 ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

		年 月 日 時 分	
		都道府県	
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)	
災害名 (第 報)		報告者名	

概況	発生場所				発生日時		年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者		人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

[被害状況速報]

				区 分		被 害	
被害者 報告番号	災 害 名			田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠水	ha	
( 月 日 時現在)				畑	流失・埋没	ha	
報告者名					冠水	ha	
区 分		被 害		文教施設		箇所	
人 的 被 害	死者		人	病院		箇所	
	行方不明者		人	道路		箇所	
	負傷者	重傷	人	橋りょう		箇所	
		軽傷	人	河川		箇所	
全壊			そ の 他	港湾		箇所	
半壊				砂防		箇所	
一部破損				清掃施設		箇所	
				崖くずれ		箇所	
				鉄道不通		箇所	
				被害船舶		隻	
				水道		戸	
				電話		回線	
				電気		戸	
				ガス		戸	
			ブロック塀等		箇所		

	床上浸水	世帯				
		人				
		棟		り災世帯数	世帯	
	床下浸水	世帯		り災者数	人	
		人		火災発生	建物	件
非住家	公共建物	棟		火災発生	危険物	件
	その他	棟			その他	件
区 分		被 害			等の設置状況 災害対策本部	都道府県
公共文教施設		千円				
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村教		団体				
その他	農業被害	千円				
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円		適用市町村名 災害救助法		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円			計	団体
	被害総額	千円		消防職員出動延人数		人
				消防団員出動延人数		人
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概要 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況</li> <li>・ 避難の勧告・指示の状況</li> <li>・ 避難所の設置状況</li> <li>・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請、出動状況</li> </ul>					

※被害額は省略することができるものとする。

## 資料2 災害発生即報

### 災 害 発 生 即 報

日 時 分 受信		発信者		受信者		
1	被害発生	自	月	日	時	分
		至	月	日	時	分
2	被害場所					
3	被害程度					
4	被害に対する措置					
5	その他必要事項					

「注」内容は簡単に要を得たものとする。





## 資料4 放送申込書

### 出 動 職 員 報 告 書

「NHK鳥取放送局及び㈱日本海テレビ放送に対する放送要請手続き」

#### 1 放送の要請

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、予め協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK鳥取放送局及び㈱日本海テレビ放送に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

#### 2 要請の手続

放送の要請は消防防災課長が次の放送申込書に必要事項を記入のうえ行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話(日本放送協会鳥取放送局、㈱日本海テレビ放送)又は口頭により行う。

#### 放 送 申 込 書

放送要請の理由	
放 送 事 項	
その他必要な事項	
年 月 日	
殿	
鳥取県	課長 氏名
(注)本申込書は正副の複写とし、消防防災課長氏名印は正のみとする。	

# 資料5 災害応急処理報告書

## 災害応急処理報告書

受付日時	年 月 日	午前 午後	時 分	受付者氏名
連絡者住所氏名	住所	氏名	電話	
被害場所	若桜町			
通報内容				
被害状況（必要に応じて略図を添付すること）				
被害戸数	戸（全壊	戸、一部損壊	戸、床上浸水	戸、床下浸水戸）
応急処理内容				
処理日時	処 理	開始日時	年 月 日	午前・午後 時 分
		終了日時	年 月 日	午前・午後 時 分
班名	班	班 員 名		
今後の対策				

# 資料6 現地調査書

## 現 地 調 査 書

調査日時	月 日 時 分
調査班名	
調査員氏名	

災害の原因	1. 地震振動 2. 液状化 3. 火災 4. 土砂崩れ 5. その他					
被災日時	年 月 日		時 分 (頃)			
被害場所	若桜町 丁目 番号		(世帯主及び代表者氏名 )			
被災概要						
被害 の 内 容	建築物被害	1. 全壊 (焼) 2. 半壊 (焼)		3. 一部損壊		
	土木施設等被害	4. 流失		5. 床上浸水 ( cm) 6. 床下浸水		
	ライフライン施設等被害					
	その他被害					
	人的被害	1. 死亡 人		2. 重傷 人		3. 軽症 人
		4. 行方不明者 人				
死傷者名	住 所	氏 名	年 齢	備 考		
特記事項						

\*必要に応じて資料添付のこと

# 資料7 被害状況等報告

被害状況等報告												
原因		発生日時		月 日 時 分		区 分			被害			
発生場所		市 町				田			流失・埋没	⑳	ha	
		郡 村							冠水	㉑	ha	
受発信時刻		月 日		時 分		畑			流失・埋没	㉒	ha	
受信機関		発信者		冠水	㉓				ha			
受信機関		発信者		文教施設			㉔	箇所				
区 分		被 害		病院			㉕	箇所				
人 的 被 害	死者	①	人	その他			道路			㉖	箇所	
	行方不明者		②				人	橋りょう			㉗	箇所
	負傷者	重傷	③				人	河川			㉘	箇所
		軽傷	④				人	港湾			㉙	箇所
住 家		⑤	棟	砂防			㉚	箇所				
	全壊		⑥	世帯	清掃施設			㉛	箇所			
被 害		⑦	人	崖くずれ			㉜	箇所				
		⑧	棟	鉄道不通			㉝	箇所				
被 害	半壊		⑨	世帯	被害船舶			㉞	隻			
		⑩	人	水道			㉟	戸				
被 害		⑪	棟	電話			㊱	回線				
	一部破損		⑫	世帯	電気			㊲	戸			
被 害		⑬	人	ガス			㊳	戸				
		⑭	棟	ブロック塀等			㊴	箇所				
床上浸水		⑮	世帯				㊵					
		⑯	人	り災世帯数			㊶	世帯				
床下浸水		⑰	世帯	り災者数			㊷	人				
非 住 家		⑱	人	火災発生			建物		㊸	件		
	公共建物		㉒				棟	危険物		㊹	件	
	その他		㉓				棟	その他		㊺	件	

市 町 村 名			報 告 の 区 分			
			即 報		確 定 報 告	
区 分			被 害		被害の程度及び応急対策状況(経過)	
公共文教施設	㊸	千円				
農林水産業施設	㊹	千円				
公共土木施設	㊺	千円				
その他の公共施設	㊻	千円				
小計	㊼	千円				
公共施設被害市町村教	㊽	団体				
そ の 他		㊾	千円			
	林業被害	㊿	千円			
	畜産被害	㋀	千円			
	水産被害	㋁	千円			
	商工被害	㋂	千円			要 請 事 項
		㋃				
	その他	㋄	千円			
被害総額		㋅				
災害対策本部設置状況		㋆	設置	月 日 時 分		
		㋇	廃止	月 日 時 分		
避難の指示等		㋈		月 日 時 分		
消防職員出動延人数		㋉	人			
消防団員出動延人数		㋊	人			
そ の 他	災害の概況					
	消防機関の活動状況					
	その他					



# 資料9 自衛隊災害派遣要請書

文 書 番 号  
年 月 日

鳥 取 県 知 事 殿

機関・職・氏名

印

## 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

### 記

#### 1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、その他( )
- (2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被害状況
- (5) 要請する理由

- 2 派遣を希望する機関 自 年 月 日 時 分  
至 年 月 日 時 分

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 件 市 町 郡 村
- (2) 活動内容

#### 4 その他参考事項

- (1) 現場において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他



# 資料 10 自衛隊災害派遣撤収要請書

文 書 番号  
年 月 日

鳥 取 県 知 事 殿

機関・職・氏名

印

## 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害は件については、下記のとおり  
部隊の撤収要請を依頼します。

### 記

1 撤収要請の理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

# 資料 11 市町村への応援要請書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
殿

若桜町長

印

## 災害応援要請書

下記の事由により、災害時応援相互協定に基づき要請します。

記

要請の理由	
要請の内容	
要請の期日	
その他必要 事 項	
備 考	

# 資料 12 消防応援要請書

年 月 日

\_\_\_\_\_  
殿

若桜町長

印

## 災 害 応 援 要 請 書

下記の事由により、消防応援相互協定に基づき要請します。

記

要請の理由	
要請の内容	
要請の期日	
その他必要 事 項	
備 考	

# 資料 13 避難所開設状況

## 避難所開設状況

発信者		受信者		月	日	時	分
避難場所名				電	話		
開 設 日 時				閉 鎖 日 時			
月 日 時 分				月 日 時 分			
担当者	所 属	職	氏 名	所 属	職	氏 名	
人							
( )							
避難 状 況	地 区 名	世 帯	人 数	備 考			
対 応	(食料・毛布その他必要物品等の状況)						

# 資料 14 避難状況一覽

避難状況一覽  
作成者

避難状況 (地区名・人数等)	時分					
	時分					
	時分					
	時分					
開設日時						
責任者						
電話						
避難場所名						

# 資料 15 避難者名簿

## 避難者名簿

No. /

避難所名					担当職員名				
住所：						地区名			
氏名		続柄	性別	年齢	入所日	事務所記入欄（退所日等）			

(注) 世帯単位で作成のこと







# 資料 18 避難所生活状況報告書

## 避難所生活状況報告書

発信者		受信者		月	日	時	分
避難場所名				電 話			
避難場所の状況	地区名	世 帯	人 数	備 考			
	(状況)						
	担当者 人						
連絡指示事項							

# 資料 19 運転日誌

運転日誌

連絡事項									
実走行 キロ									
		k m	k m	k m	k m	k m	k m	k m	k m
入庫 時間	走行 キロ	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分
		k m	k m	k m	k m	k m	k m	k m	k m
出庫 時間	走行 キロ	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分	午前 午後 時 分
		k m	k m	k m	k m	k m	k m	k m	k m
通行区 間(経路 又はく 先)		若桜町 役場一	若桜町 役場一	若桜町 役場一	若桜町 役場一	若桜町 役場一	若桜町 役場一	若桜町 役場一	若桜町役 場一
運転者 名									
曜 日	天 気								
月 / 日		/	/	/	/	/	/	/	/

## 資料 20 緊急輸送車両確認申請書

### 緊急輸送車両確認申請書

年 月 日			
緊急輸送車両確認申請書			
災害対策基本法施行令第 33 条の規定による緊急輸送車両であることの確認を受けたいので以下のとおり申請します。			
番号標に表示されている番号			
輸送人員 又は品名			
申請者 (使用者)	住 所		
	氏 名		
輸送日時			
輸送経路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備考			

## 資料 21 緊急輸送車両標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 資料 22 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書			
知 事 公安員会			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

# 資料 23 トリアージ・タッグ

## トリアージ・タッグ (表)

(紐穴の直径は 3 mm)



(収容医療機関用)

(搬送機関用)

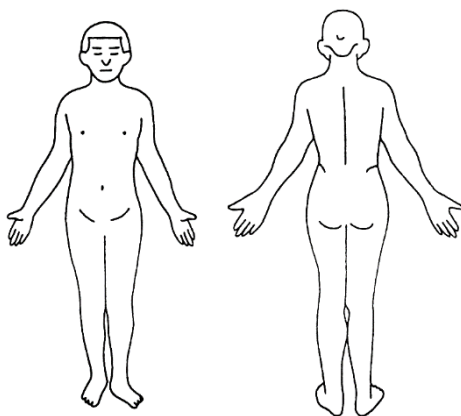
No.	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所	トリアージ区分 0 I II III		
トリアージ実施機関		医 師 救命救急士 そ の 他	
病状・傷病名			
特記事項			
		0	(黒 色)
		I	(赤 色)
		II	(黄 色)
		III	(緑 色)

## トリアージ・タグ（裏）

（紐穴の直径は3mm）



特記事項



0	（黒色）
I	（赤色）
II	（黄色）
III	（緑色）

# 罹 災 証 明 書

(整理番号)

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住宅 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

若桜町長





(記載例)

# 罹災証明書

(整理番号)

世帯主住所	〇〇県〇〇郡〇〇町〇番地〇		
世帯主氏名	〇山 〇男		
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
	〇山 〇男	世帯主	〇〇
	〇山 〇子	妻	〇〇
	〇山 〇朗	子	〇〇

罹災原因	〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による
------	---------------------

被災住宅 <sup>※</sup> の所在地	〇〇県〇〇郡〇〇町〇番地〇
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水
---------	---------------

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

若桜町長



# 被災証明交付申請書兼証明書

若桜町長 様

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者	住所	〒 ー 若桜町	
	ふりがな 氏名	印 電話 ( )	
世帯主 (申請者と 同じ場合は 記載不要)	住所	〒 ー 若桜町	
	ふりがな 氏名	印 電話 ( )	
被災年月日	年 月 日		
被災原因	年 地震による被災		
被災場所	<input type="checkbox"/> 上記住所に同じ		<input type="checkbox"/> 若桜町
被災状況	<input type="checkbox"/> 不動産 (家屋・土地)	※被災状況をご記入ください。(例: 納屋の倒壊、住宅の基礎や壁のひび割れ、屋根瓦の損壊など)	
	<input type="checkbox"/> 動産 (車両・家財等)	※被災状況をご記入ください。(例: 車の損壊、機械の破損、テレビの破損、など)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

年 月 日

若桜町長

**【注意事項】**

- ①この証明書は、被災に対する応急的な救済を目的に、確認できる被害について証明するものです。
- ②この証明書は、申請内容に基づき、被災にあった事実を証明するものであり、住家の罹災程度(全壊、半壊など)を判定、証明するものではありません。
- ※住家の罹災程度が必要な場合には、罹災証明交付申請書にて申請してください。
- ③この証明書は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。



## 資料 26 毒性ガス施設事故通報（発信・受信用）

1	事故発生年月日	年 月 日	午前 午後	時 分
2	発信者			
3	発生事業所名	会社	事業所 (電話)	
4	発生事業所所在地	県	市 郡	町 丁目 村 番号
5	毒性ガス保有量	ガス名	トン kg	
6	被害状況			
7	風向	の風・風下 方向		
8	事故状況	1. 噴出漏洩（ガス・液体） 2. 破裂・破壊・破損 3. 爆発 4. 火災 5. その他（ ）		
9	事故箇所	1. 配管 2. 容器 kg× 本 3. 貯蔵 トン 4. 整備全部 5. その他		
10	拡散予測	1. 事業所内にとどまる 2. 事業所外に 風上最大 m拡散 風下最大 m拡散		
11	事業所の対応策	1. 事業所員応急措置 2. 事業所員避難 3. 附近住民に避難警告		
12	応援等の必要性			
13	備考			
14	発信・受信日時	年 月 日	午前 午後	時 分
15	受信者			

(仕様は B4 版)

## 参考

### 洪水等に関する防災情報体系の見直しに伴う用語説明

#### 1 水位情報で用いる用語

現行	改善後
計画高水位※	はん濫危険水位 ※河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用
危険水位	はん濫危険水位
特別警戒水位	避難判断水位
警戒水位	はん濫注意水位
指定水位	水防団待機水位

#### 2 水位情報で用いる用語

※国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川毎に行う洪水警報等

現行	改善後
(〇〇川) 洪水情報	〇〇川はん濫発生情報 〇〇川はん濫危険情報
(〇〇川) 洪水警報	〇〇川はん濫警戒情報
(〇〇川) 洪水注意報	〇〇川はん濫注意情報

#### 3 その他の用語

現行	改善後
破堤	堤防の決壊
決壊	決壊（対象地区の明確化／例：〇〇地区の堤防が決壊）
欠壊	一部流出（崩壊） （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防が一部流出）
越水・溢水	水があふれる （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防から水があふれる）
浸水	浸水（対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防が浸水）
冠水	浸水（対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防が浸水）
出水	増水
洗掘	深掘れ
漏水	漏水（対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防から漏水）
法崩れ	堤防斜面の崩れ

現行	改善後
既往最大流量	過去最大流量
水防警報指定河川	水防警報河川
水防情報周知河川	水位周知河川
樋門・樋管	(排・取) 水門
排水機場	排水ポンプ場
(堤防) 天端	(堤防の) 上端、上面
右岸・左岸	例：〇〇町側
AP	AP (東京湾中等潮位 -1.1344m)
YP	YP (東京湾中等潮位 -0.8402m)
堤内地・堤内	堤防の居住側、堤防より居住地側
堤外地・堤外	堤防の川側、堤防より川側
高水敷	河川敷
派川	派川 (分岐して流れる川)
直轄区間	国管理区間
指定区間	県管理区間
川裏	居住側、居住地側
川表	川側
法・法面	堤防斜面
沿川	川沿い
内水	内水 (河川に排水できずにはん濫した水)

若桜町地域防災計画

平成24年3月

(令和2年11月30日改正)

編集発行 鳥取県 若桜町防災会議

〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5

若桜町役場 総務課

T E L (0858) 82-2211